

原議保存期間	5年(令和9年3月31日まで)
有効期間	5年(令和9年3月31日まで)

警 視 庁 交 通 部 長
各 道 府 県 警 察 本 部 長 殿
(参考送付先)
各管区警察局広域調整担当部長

警 察 庁 丁 規 発 第 17 号
令 和 4 年 3 月 17 日
警 察 庁 交 通 局 交 通 規 制 課 長

国家戦略特別区域法に基づく道路占用に係る特例措置の全国展開に伴う
交通警察の対応について（通達）

国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）第17
条第1項に規定する国家戦略道路占有事業に係る施設等の道路占用に係る特例
措置については、道路法（昭和27年法律第180号）第33条第2項第3号に規定
する利便増進誘導区域における道路占用に係る特例をもって全国展開されるこ
ととなったところ、その概要及び道路管理者の運用並びにこれに伴う対応上の
留意事項は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、本通達については、国土交通省道路局及び内閣府地方創生推進事務局
と協議済みである。

記

1 全国展開の概要

(1) 特区法上の特例措置

ア 無余地性の基準の適用除外

特区法第17条第1項に規定する国家戦略道路占有事業に係る施設等の
道路占有（道路法第32条第2項第1号に規定する道路の占有をいい、同
法第33条第2項に規定するものを除く。）で次に掲げる要件のいずれに
も該当するものについて、道路管理者は、同条第1項の規定にかかわら
ず、同法第32条第1項又は第3項に規定する道路占有許可を与えること
ができることとされている。

(ア) 道路法第33条第1項の政令で定める基準に適合するものであるこ
と。

(イ) その他安全かつ円滑な交通を確保するために必要なものとして政令
で定める基準に適合するものであること。

イ 都道府県公安委員会への協議

特区法第7条第1項に規定する国家戦略特別区域会議は、特区法第8
条第1項に規定する区域計画に前記アの国家戦略道路占有事業を定めよ

うとするときは、あらかじめ、当該区域計画に定めようとする区域を管轄する都道府県公安委員会に協議し、その同意を得なければならないこととされている。

(2) 特例措置の全国展開

特区法上の特例措置については、「国家戦略特別区域基本方針」（平成26年2月25日閣議決定）において、「特例措置の活用から一定期間が経過し、特段の弊害のない特区の成果については、全国展開に向けた検討を重点的に進めるなど、全国展開を加速化させる」こととされているところ、前記(1)の特例措置については、利便増進誘導区域における道路占用に係る特例をもって、全国展開が可能であるとの結論に至った。

2 道路管理者の運用

前記1(2)を踏まえ、既に特区法第8条第7項に規定する内閣総理大臣の認定を受けている区域計画に国家戦略道路占用事業が定められており、令和9年3月31日以降も当該国家戦略道路占用事業と同様の取組が行われることが見込まれる場合には、道路管理者は、同日までの間に、当該区域計画に定められた道路の区域（以下「特区占用特例区域」という。）について、道路法第48条の20第1項に規定する歩行者利便増進道路の指定及び利便増進誘導区域の指定を行い、申請に応じて、道路占用許可をすることとされた。

3 対応上の留意事項

道路管理者は、

- 歩行者利便増進道路を指定しようとするときは、道路法第95条の2第1項の規定に基づき、当該道路の存する地域を管轄する都道府県公安委員会への意見聴取を
- 利便増進誘導区域を指定しようとするときは、同法第33条第3項の規定に基づき、当該区域を管轄する警察署長への協議を
- 利便増進誘導区域内における個別の道路占用許可を与えようとする場合において、当該許可に係る行為が道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条第1項に規定する道路使用許可を必要とするものであるときは、道路法第32条第5項の規定に基づき、当該区域を管轄する警察署長への協議を

それぞれ行うこととされているところ、前記2の歩行者利便増進道路の指定等においても同様の手続が執られることとなることから、意見聴取等が行われた場合には、「道路法等の一部を改正する法律等の施行に伴う対応に係る細目的事項について（通達）」（令和2年12月14日付け警察庁丁規発第139号）第2のとおり、適切に対応すること。

その際、意見聴取等の対象となる特区占用特例区域については、既に前記1(1)イの協議が行われ、かつ、都道府県公安委員会が同意していることを踏まえ、当該協議の内容を確認するなどして、各種手続の円滑化・迅速化に努めること。